

# 公共交通事業者向けハード・ソフト取組計画 策定マニュアルの作成について

---

# マニュアル作成の目的

## 背景

- ・ 共生社会及び一億総活躍社会の実現のため、高齢者、障害者等の社会参画を推進すべく、更なるバリアフリー化が必要。
- ・ 「ユニバーサルデザイン2020行動計画」において、心のバリアフリー教育や接遇対応の向上といった、ソフト対策について記載される。
- ・ 駅ホームからの視覚障害者の転落事故、航空機のタラップに関するトラブル等を踏まえ、既存施設を含む更なるハード整備、また、旅客支援等のソフト対策を一体的に推進することが必要。

## バリアフリー法の改正

平成30年5月にバリアフリー法が改正され、公共交通事業者等はハード及びソフト対策のバリアフリーを推進するための計画を作成・報告・公表することとなった。

## マニュアルの検討・作成

公共交通事業者等が当該計画の作成・報告・公表を円滑に実施し、法施行の平成31年4月以降もハード及びソフト対策を円滑に実施できるよう、また、公共交通事業者等のハード・ソフト両面の取組を促進することを目的として、取組計画策定マニュアルを作成。

【参考】高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

(公共交通事業者等の判断の基準となるべき事項)

第九条の二 主務大臣は、旅客施設及び車両等の移動等円滑化を促進するため、次に掲げる事項並びに移動等円滑化のために公共交通事業者等が講ずる措置によって達成すべき目標及び当該目標を達成するために当該事項と併せて講ずべき措置に関し、公共交通事業者等の判断基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

一 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

二 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

三 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

四 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

2 (略)

(計画の作成)

第九条の四 公共交通事業者等(旅客が相当数であることその他の主務省令で定める要件に該当する者に限る。次条から第九条の七までにおいて同じ。)は、毎年度、主務省令で定めるところにより、第九条の二第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた同項の目標に関し、その達成のための計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

(定期の報告)

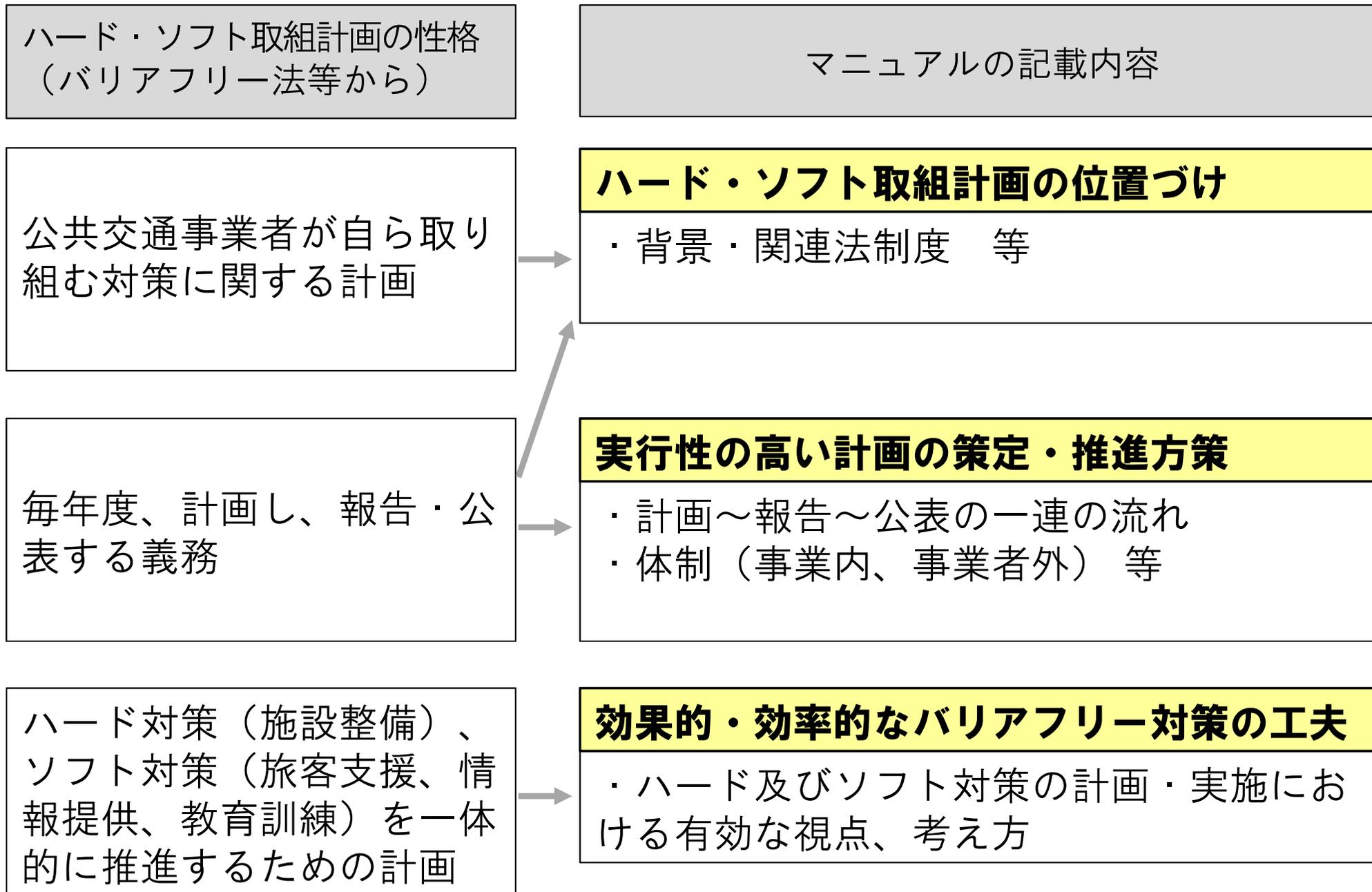
第九条の五 公共交通事業者等は、毎年度、主務省令で定めるところにより、前条の計画に基づく措置の実施の状況その他主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

(公表)

第九条の六 公共交通事業者等は、毎年度、主務省令で定めるところにより、第九条の四の計画の内容、当該計画に基づく措置の実施の状況その他主務省令で定める移動等円滑化に関する情報を公表しなければならない。

# マニュアルの基本的方向性

## ■ マニュアルのイメージ



# マニュアルの構成（案）

計画策定・報告・公表に必要となる事項		マニュアルの構成	
<b>ハード・ソフト取組計画の位置づけ</b>	計画の必要性	0. はじめに	
	マニュアルの使い方	1. 本マニュアルの概要	
	計画の法制度上の位置づけ	2. ハード・ソフト取組計画の位置づけ	
<b>実行性の高い計画の作成・推進方策</b>	作成する計画の内容	3. ハード・ソフト取組計画の作成	1) 計画の作成主体
	作成の作り方・進め方		2) 計画書に記載すべき事項
	作成・推進に当たっての留意すべき事項		3) 計画の作成・推進体制
<b>効果的・効率的なバリアフリー対策の工夫</b>	対策メニューや工夫	4. ハード対策・ソフト対策の検討	4) 計画の作成・推進の流れ
			5) 計画の作成・推進に当たっての留意事項
			1) バリアフリー対策の体系
			2) ハード整備 (旅客施設及び車両等)
			3) 旅客支援
<b>計画に基づいた結果の報告・公表</b>	作成する報告書の内容	5. ハード・ソフト取組計画の結果報告・公表	4) 情報提供
			5) 教育訓練

- **ハード・ソフト対策の一体的な推進を公共交通事業者等が行うに当たって必要な点は何か？**
  
- **ハード・ソフト取組計画を円滑に検討・推進するためには、どのような体制が望ましいか？**
  - 事業者内における組織体制
  - 関係者との連携体制
  
- **ハード・ソフト取組計画を検討・推進するに当たって留意すべきことは何か？**
  - 現状の課題の分析方法
  - 中期的な方針や対策の考え方
  - PDCAの方法